

檀原市民のスポーツを通じた健康づくりの推進に係る連携・協力に関する協定書

檀原市（以下「甲」という。）と株式会社シリアスフィットネス ゴールドジム檀原奈良（以下「乙」という。）とは、檀原市民（以下「市民」という。）のスポーツを通じた健康づくりの分野における取組みを相互に連携・協力して進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、市民のスポーツを通じた健康づくりの推進に向けた取組みを通じて、市民のより一層の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）スポーツ振興、アスリート支援に関すること。
- （2）市民の健康保持及び増進に関すること。
- （3）中学校の地域クラブ活動に関すること。

2 前項に定める事項に関する連携を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。なお、実施時期、実施方法その他の具体的な事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく取組みの実施にあたり知り得た個人情報等の機密情報を、相手方の書面による事前の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（協定期間）

第4条 この協定の期間は、締結日より1年間とする。

2 前項の協定の期間の満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからでも、この協定を終了する旨の申出がない場合は、この協定の期間は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条 この協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙のいずれかの申出に基づき、甲及び

乙の協議によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解除することができる。

(1) 相手方が反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含むがこれに限られない。)と関係を有し、又は関係を有することとなったとき。

(2) 相手方に対して脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。

(3) 相手方の信用を失墜させ、又は相手方の業務を妨害する行為があったとき。

3 前項の規定により、この協定を解除した者は、この協定が解除されたことによって相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

(疑義等の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上で決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年9月23日

甲 檀原市

檀原市長

龜田 忠彦



乙 株式会社シリアスフィットネス
ゴールドジム檀原奈良

代表取締役

岩佐 英明

